

一般社団法人 再開発コーディネーター協会 東京Qの会 会則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人再開発コーディネーター協会「東京Qの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人再開発コーディネーター協会（以下「協会」という。）「Qの会活動実施及び支援要領」に基づき、再開発に関する調査・研究・研修、および会員相互の情報交換・交流等を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、講演会・研究会等を開催し技術情報や最新事例情報を提供し、会員の知識や技術の向上および相互の交流に努める。

(会員)

第4条 本会は、関東圏に在住又は在勤する者で、協会の個人正会員、個人賛助会員又は法人正会員、法人賛助会員に所属する者、再開発プランナー資格者、再開発プランナー資格取得を目指す者とし、要件を満たした者で希望する者は誰でも参加することができ、第6条により入会した者をもって構成する。

(幹事、代表幹事、会計幹事及び事務局)

第5条 本会に20名以内の幹事を置く。

- 2 幹事は幹事会を構成し、協力して本会の運営にあたる。
- 3 幹事の中から代表幹事1名、及び会計幹事1名を定め、幹事は協会会員（法人会員に所属する者を含む）に限る。
- 4 代表幹事、及び会計幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 事務局は、代表幹事及び会計幹事により構成するものとし、幹事会の承認を受けて若干名の事務局員を追加できる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は事務局に入会の申込を行うこととする。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする会員は事務局にその旨を申し出なければならない。

(会議)

第8条 本会及び幹事会は、代表幹事が招集する。

- 2 会議の議長は、代表幹事とする。
- 3 Qの会の代表幹事名で年度初めに実施計画書（別紙様式）、年度終了後にすみやかに実施報告書を、協会会長宛てに提出するものとする。

（会計）

第9条 定額会費並びに入会金は徴収しない。なお、研究会等毎に基本的な会場費、講師謝金、通信費等相当分として、参加費を受領することとし、1人2000円をその標準額とする。

- 2 本会の会計年度は事業年度に準ずるものとし、決算予算は幹事会の議事とする。

（事業年度）

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

（その他）

第10条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関して必要な事項は幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成30年9月6日）

この会則は、平成30年10月1日から実施する。